

## 処 分 業 許 可 品 目 一 覧 表

行政 許可品目（処分）	京都府 （中間処理）	京都市 （中間処理）	広島県 （安定型埋立）
燃え殻			
汚泥			
廃油			
廃酸			
廃アルカリ			
廃プラスチック	○	○	○
ゴムくず	○	○	○
金属くず	○		○
ガラスコンクリート陶磁器	○		○
鋳さい			
がれき類	○		○
ばいじん			
紙くず	○	○	
木くず	○	○	
繊維くず	○	○	
動植物性残さ			
動物系固形不要物			
動物のふん尿			
動物の死体			
政令13号廃棄物	○		

京都府： 破碎・分離・脱水・コンクリート固化・選別

京都市： 破碎

広島県： 安定型埋立